

品川区立公園条例施行規則第12条第1項第8号の規定による減免措置の基準

制定 平成 8年4月1日  
改正 平成25年4月1日  
改正 平成28年4月1日  
改正 平成31年4月1日  
(平成31年要綱第74号)

品川区立公園条例施行規則(以下「規則」という)第12条第1項第8号の規定により占用料を減額または免除することができる場合は、次のとおりとする。

第1条 占用料の額の全部を免除することができるもの

- 一 区が共催する文化的行事で、公園設置の目的に合致するもの
- 二 祭典その他恒例により設置する施設
- 三 国もしくは他の地方公共団体が設置する有線放送施設および水道、下水道等各戸引込管路類
- 四 案内標識・防火施設およびこれに付随するもの
- 五 区が設置する施設
- 六 前各号のほか、区が支援するなど公共または公益を図るため、特に必要があると認めるもの

第2条 占用料の額の2分の1を免除することができるもの

- 一 区が出資する、法人の設置する電柱・電線等
- 二 認定電気通信事業者が設ける工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局
- 三 保育所その他の社会福祉施設
- 四 前各号のほか、公共または公益を図るため、特に必要があると認めるもの